

令和8年度

品川区

中小企業事業資金

融資あっ旋制度のご案内

この制度は、区内中小企業の皆さまが必要な事業資金を低利で借り受けられるよう取扱金融機関に対し、区があっ旋をする制度です。

1 低金利

メリット 区が利子の一部を補給しますので
低利で融資を受けることができます。

2 信用保証料を補助

メリット 東京信用保証協会の保証を利用した場合に
発生する信用保証料の一部を補助いたします。

※区が直接資金を貸し付けるものではありません。

※融資実行の可否については金融機関（および信用保証を利用する場合は東京信用保証協会）が審査のうえ判断しますので、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

申込方法

相談は予約制です

必要書類をご確認のうえ、
お申し込みください

窓口相談またはオンライン相談のいずれかの方法からご希望のものを選択し、お申し込みください。

●窓口相談(対面)の場合

以下のいずれかの方法よりご予約のうえ、お申し込みください。

①オンライン予約(24時間予約受付可能)

URL: https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/yushi_sodan/yuushi/2161.html

※予約内容によってはお電話のみの受付となりますのでご注意ください。

②電話予約(平日9:00から17:00まで) TEL:03-5498-6334

●オンライン相談の場合

予約方法は、「オンライン予約」のみになります。上記、①よりご対応ください。

※相談前営業日の16時までにオンライン予約が完了されていない場合は、オンライン相談を承ることができません。

※相談内容に応じて窓口でのご相談が必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※オンライン相談を希望される場合は、必ず以下のページをご確認ください。

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/yushi_sodan/yuushi/2666.html



申込者

法人の代表者または経営状況・申請内容を把握している社員

個人事業主本人または経営状況・申請内容を把握しているご家族

※創業支援資金をお申込される場合は、必ず同一の代表者をご対応ください。



窓口

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当)

(予約電話番号)

電話 03-5498-6334 FAX 03-5498-6338

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>



1. ご利用できる方

(創業支援資金については別途7ページを参照してください)

以下の①～⑧までを全て満たすこと。

- ① 品川区内に住所を有すること
 法人：品川区内に本社所在地または事業所（注1）を有すること
 個人：品川区内に住民票上の住所または事業所（注1）を有すること
- ② 引き続き同一事業を1年以上営んでいること（注2）
- ③ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ④ 東京信用保証協会の保証対象となる組織形態であること
- ⑤ 許可、認可、届出、資格・免許等の取得が必要な業種の場合、それらの手続きを終えていること
- ⑥ 税金を滞納していないこと（注3）
 法人：品川区内に本社所在地を有しない場合は、品川区内の事業所に係る法人都民税を納税している、または納税する予定（注4）であること
 個人：品川区内に住民票上の住所を有しない場合は、品川区内の事業所に係る住民税を納税していること
- ⑦ 下表の事業規模に該当すること

業 種	資本金	従業員数 (小規模企業者) (注6)
製造業等（建築業・運送業・不動産業等含む）	3億円以下	300人以下（20人以下）
ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下（20人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下（5人以下）
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下（5人以下）
サービス業	5,000万円以下	100人以下（5人以下）
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下（20人以下）
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5,000万円以下	100人以下（20人以下）
旅館業	5,000万円以下	200人以下（20人以下）
医療法人業（注5）	—	300人以下（20人以下）

・法人の場合は資本金が従業員数のいずれかが該当すること
 ※従業員数が左表のカッコ内に該当する場合、「小規模企業者」として、小規模企業特別事業資金など、小規模企業者を対象とした融資制度をご利用いただけます。
 ・個人の場合は従業員のみ該当すること
 ・LLP（有限責任事業組合）等は事業の内容にかかわらず対象となりません。
 ※特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が左記に該当していればご利用いただけます。
 ただし、政令特例業種の規模要件は適用されません。

- ⑧ 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団暴力団員および暴力団関係者でないこと
 (注1) 不動産賃貸業の場合、賃貸物件だけでは事業所とみなしません。
 (注2) 他区市町村から品川区へ移転された場合、通算されます。また、休眠会社はご利用いただけません。
 (注3) 分納は滞納とみなします。
 (注4) 品川区内に事業所を移転、または、新たに事業所を設けて、まだ申告・納税期限が来ていない場合
 (注5) 医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含みます。
 (注6) 常時使用する従業員には、法人においての役員および個人事業主においての家族従業員はその数に含まれません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業経営上不可欠な人員の場合常時使用する従業員に含みます。

2. 資金使途

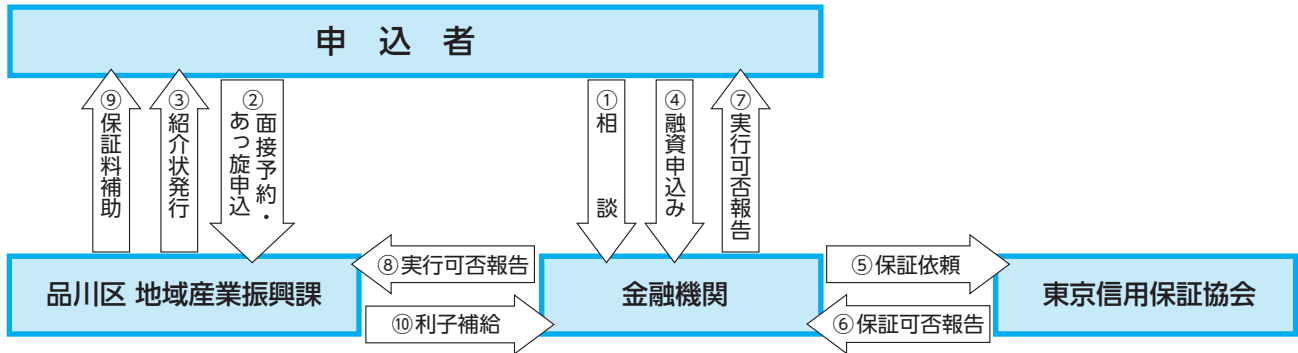
運転資金の例	設備資金の例
商品・材料の仕入れ 人件費の支払い 外注費の支払い 広告宣伝費	機械、車両(注)、什器等の購入 店舗、工場、賃貸物件等の改修・改増築費用 事務所、店舗等の敷金、保証金 ソフトウェアの購入

(注) 車両についてはタクシーの場合400万円、一般的な社用車等の場合300万円を上限とします。(特殊車両を除く)

※対象とならない資金使途

- ・納税のための資金
- ・設備資金で既に支払い済みのもの
- ・個人の資格取得のための資金
- ・法人の設立費用および資本金や増資資金
- ・生活資金など、事業と関係のない資金
- ・役員報酬、専従者給与
- ・借入金の返済 ※例外として、区の制度を利用して借換えが可能な場合があります。
 詳細は3・4ページに記載してある「経営支援資金」「経営安定化資金」をご参照ください。

3. 融資あっ旋利用の流れ



- ① 取扱金融機関へ借入れの相談をしてください（8ページに取扱金融機関一覧があります）。
- ② 借入れの際に、区の制度をご利用になることが決まったら、お申込みになる制度に必要な書類を揃えて品川区地域産業振興課へ予約の申込みをしてください（あっ旋下限額および実行下限額は50万円、貸付け額は万単位です。なお返済日は土・日・祝日の場合は翌営業日となります）。
- ③ 経営相談員による審査の結果、品川区の融資あっ旋の要件に該当し、かつ、必要書類が揃っていることが確認できた場合、紹介状を即日発行します（チャレンジ支援資金など一部の制度は、後日発行となります）。
- ④ 紹介状を金融機関へ提出してください。
- ⑤ 金融機関で審査を行います。また、必要に応じて東京信用保証協会の審査があります。
- ⑥ 東京信用保証協会が、審査後、金融機関へ保証可否の報告をします。
- ⑦ 金融機関が、申込者へ融資実行可否の報告をします。
- ⑧ 金融機関が、品川区へ融資実行可否の報告をします。
- ⑨ 融資実行後、品川区が申込者へ保証料の補助を行います。

※保証料の補助について

東京信用保証協会の保証付で融資が実行された場合、申込者は東京信用保証協会に信用保証料を支払います。区の融資制度を利用されている申込者には、区が信用保証料の全部または一部を補助します。紹介状発行時に「信用保証料補助制度のご案内」をお渡しいたしますので、必要事項を記入のうえ、取扱金融機関へ提出してください。後日、区から申込者の指定口座へ直接振り込みます。

【注意】 資金使途に旧債務の借換えを含む場合は、補助対象外となります。

※繰上完済時の保証料について

繰上完済により保証協会から保証料が返戻された場合は、返戻金のうち区の補助相当額をお返しいただきます。返還されない場合は、以後、品川区の融資あっ旋制度を利用できません。

- ⑩融資実行後、区が金融機関へ利子補給を行います。

※利子補給とは利子の一部を申込者に代わって区が金融機関に支払う間接補助です。

- 融資実行後に下記事由が生じましたら、直ちに金融機関へご連絡願います。

- ・事業所の所在地、代表者などが変更になった場合
- ・個人事業主から法人化をした場合
- ・条件変更が行われた場合（繰上完済、一部繰上返済など）

- 返済方法は元金均等月賦償還のみとなりますのでご注意ください。

- 次のいずれかに該当した場合は、品川区融資あっ旋制度の対象外となり融資完済前でも利子補給を停止します。

- (1) 法人：本社所在地と事業所所在地の双方とも品川区外となったとき
個人：住民票上の住所と事業所所在地の双方とも品川区外となったとき
- (2) 代位弁済が行われたとき
- (3) 金融機関が債権回収会社等に債権を譲渡したとき
- (4) 取扱支店が品川区の取扱外支店へ変更になったとき
- (5) 虚偽による申込みが判明したとき
- (6) 事業を廃業したとき（法人を解散したときも該当します。）
- (7) 融資実行後に利用制度の対象条件に合致しないことが判明したとき

なお、利用対象外となった融資の取扱（返済額、利率等）は、取扱金融機関へ相談してください。

品川区融資あっ旋制度資金一覧

(利率は令和8年4月1日現在のものです)

No.	制度資金名	資金用途	あっ旋限度額	利率		返済期間 (うち据置月数)
				本人負担	表面 [利子補給]	
1	小規模企業特別事業資金 <小口零細企業保証制度>	設備／運転	2,000万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内	1.6%以内 [3年目まで 1.6%] [4年目以降 1.4%]	5年以内 (6か月)
2	事業設備資金	設備	3,000万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	7年以内 (6か月)
3	事業運転資金	運転	2,000万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	5年以内 (6か月)
4	事業承継支援資金	設備／運転	2,000万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.6%以内	1.8%以内 [3年目まで 1.8%] [4年目以降 1.2%]	7年以内 (6か月)
5	経営支援資金 <4号または5号認定必要型> (※2)	設備	2,500万円 ※ただし 運転のみの場合は 1,500万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内	1.6%以内 [3年目まで 1.6%] [4年目以降 1.4%]	7年以内 (6か月) ※ただし 運転のみの場合は 5年以内 (6か月)
		設備／運転 (併用)				
		運転				
6	経営安定化資金 <4号または5号認定必要型> (※2)	設備／運転	3,000万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	10年以内 (12か月)

※1【責任共有制度とは】従来、原則100%保証であった保証付融資について、一部の保証を除き、金融機関が一定のリスクを負担し、信用保証協会と金融機関とが連携して適切な中小企業支援を行えるようにした制度のことです。責任共有制度が導入された平成19年10月以降は、原則として信用リスクの80%を信用保証協会が保証し、残りの20%を金融機関が負担することになっています。ただし、特定の保証については責任共有制度の対象外となり、信用保証協会の100%保証となります。品川区融資あっ旋制度においても、責任共有制度の対象となる制度と対象外の制度があります。

【東京信用保証協会とは】中小企業が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、保証人となって借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する公的機関です。

保証料補助率	責任共有制度 (※1)	対象・資格
全額補助	対象外	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、「小規模企業者」に該当する方（特定非営利活動法人（NPO法人）を除く） ※従業員数が1ページの「ご利用できる方」⑦の表のカッコ内に該当する場合、小規模企業者として認められます。 ※既に信用保証協会からの保証付融資残高がある場合には 2,000万円 から差し引かれます。
2/3	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当すること
2/3	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当すること
2/3	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記の①②のいずれかを満たす方 ①事業の承継を3年以内に行う見込みを有する方 ②事業の承継をしてから5年を経過していない方 ＜ご利用の際の注意点＞ ①申込者自身で承継前後の計画を立て、最終的には事業承継計画書・事業計画書（区指定様式）を提出してください。 ②紹介状の発行までには、複数回の面談が必要となります。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
2/3	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、「4号認定」または「5号認定」*2を受けている方 ＜ご利用の際の注意点＞ ①経営支援資金を「設備／運転（併用）」で申し込む場合でも、運転資金としての限度額は1,500万円となります。 また、経営支援資金の限度額は設備のみ、併用、運転のみのすべての合計で2,500万円となります。 ②過去にあった経営支援資金「設備／運転（併用）」の融資残高は、2回目以降の経営支援資金のお申込みの際、経営支援資金「運転のみ」の融資残高としてみなします。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
		経営支援資金は区融資制度を利用している借入金を借換えることができます。 ＜借換えの際の注意点＞ ①借換えの対象資金は本パンフレット3～4ページ記載のNo.1～3、No.5～6の制度資金のみです。 ②借換えをする場合、保証料の補助はありません。 ③申込書の「借換えの有無」欄に「あり」と記入し、受付時に借換え希望であることを申し出てください。
2/3	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、「4号認定」または「5号認定」*2を受けている方 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
		経営安定化資金は区融資制度を利用している借入金を借換えることができます。 ＜借換えの際の注意点＞ ①借換えの対象資金は本パンフレット3～4ページ記載のNo.1～3、No.5～6の制度資金のみです。 ②借換えをする場合、保証料の補助はありません。 ③申込書の「借換えの有無」欄に「あり」と記入し、受付時に借換え希望であることを申し出てください。

※2【4号認定とは】

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき、突発的災害（自然災害）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業を認定する制度です。

※2【5号認定とは】

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、業績の悪化している指定業種に属し、売上が減少している中小企業を認定する制度です。

No.	制度資金名	資金使途	あっ旋限度額	利 率		返済期間 (うち据置月数)
				本人負担	表面 [利子補給]	
7	商店街活性化資金	設備／運転	1億円	0.2%以内	1.8%以内 [1.6%]	10年以内 (12か月)
8	団体事業資金	設備／運転	3,500万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	7年以内 (6か月)

チャレンジ支援資金のご案内

変化する経済環境に適応し、事業拡大や事業再編を目指す区内中小企業の挑戦に必要な設備資金調達を後押しします。

制度資金名	対象事業	資金使途	あっ旋限度額	利 率		返済期間 (うち据置月数)	保証料補助率
				本人負担	表面 [利子補給]		
チャレンジ支援資金	下表参照	設備 (※)	5,000万円	全期間 無利子	1.6%以内 [1.6%]	7年以内 (6か月)	全額補助

※当事業年度と比較して来事業年度に一定以上の従業員の賃上げを実施する場合、実施事業計画の範囲内で一部運転資金を認めます。

対象事業

申込みにあたっては、以下のいずれかの区分に該当する具体的な事業計画が必要です。区分によって求められる要件が異なります。また、すべての対象事業において、設備導入場所が品川区内である必要があります (区外工場への導入は除く)。

対象事業区分	対象事業の定義・要件	対象事業の指数要件 (3年後の目標)
DX (デジタルトランス フォーメーション)	データやデジタル技術を活用し、新たに収益が発生する新規事業を行うこと	下記の①②のいずれかを満たすこと ①対象事業の売上高が総売上高の10%以上となる見込みがあること ②対象事業の投資利益率が15%以上となる見込みがあること
新規市場展開	原則として日本標準産業分類の細分類ベースで、現状行っていない、新たな収益が発生する新規事業を行うこと ※大分類 K-不動産業、物品賃貸業への新規展開は対象外です。	
GX (グリーントランス フォーメーション)	「グリーン成長戦略『実行計画』14分野」のいずれかに該当する事業を行うこと (例：洋上風力、水素、自動車・蓄電池など)	特になし

利用事例のご紹介 (一例)

本制度を利用した事業を品川区中小企業支援サイトにてご紹介しています。



保証料補助率	責任共有制度 (※1)	対象・資格
2/3	対象(原則)	<p>1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、資金使途が下記①②のすべてに該当すること</p> <p>①商店街組合等が地域の商業環境を改善するため、施設等の設置または改善するものであること</p> <p>②商店街の活性化を図るものであること</p> <p>＜ご利用の際の注意点＞</p> <p>①通算のあっ旋限度額が1億円となります。同資金を完済または返済中の場合は「1億円－既に融資を受けた合計額」が申込み限度額となります。</p> <p>②紹介状は後日発行となる場合があります。</p> <p>※9・10ページの〈申込みに必要な書類〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。</p>
なし	対象(原則)	<p>1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記①～③のいずれかに該当すること</p> <p>①中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体（信用協同組合を除く）</p> <p>②商店街振興組合法の商店街振興組合または商店街振興組合連合会</p> <p>③企業の共同化など企業の近代化を図るものと認められる団体</p> <p>＜ご利用の際の注意点＞</p> <p>①資金使途は、共同事業に必要な品川区内の施設等の新設または改善を目的とする場合に限りです。</p> <p>②2回目以降の申し込みの場合、前回利用した融資が完済していること。</p> <p>③紹介状は後日発行となります。</p> <p>※9・10ページの〈申込みに必要な書類〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。</p>

申込方法

STEP1 《紹介状交付2～3か月前程度》	金融機関へのご相談および当課へのご予約・ご相談
	金融機関へ本制度を利用することをご相談のうえ、当課へお電話にてご予約・ご相談ください。経営相談員が制度の目的や申込要件（区内での事業年数や事業の要件合致）を確認し、今後の手続きを説明します。 ※必ず代表者または事業担当者の方がお越しください。
STEP2 《1か月以上・合計4回程度実施》	経営面談および現地審査・経営指導
	経営相談員と1か月以上・計4回程度（STEP1の面談は除く）の面談を実施し、アドバイスを受けながら事業計画書（区指定様式）をご作成いただけます。また、必要に応じて相談員等が事業実施場所（※）へ伺い、現地審査や経営指導を行います。 ※区外工場の場合は原則として区内本社等に訪問します。
STEP3	紹介状の発行
	事業計画書を含めた必要書類を提出していただきます。経営相談員による確認ができましたら、取扱金融機関あての紹介状を発行します。 ※紹介状の発行は後日となる場合があります。
STEP4 《紹介状交付1か月後まで》	金融機関・保証協会の審査
	紹介状を取扱金融機関へご提出ください。取扱金融機関で審査を行い、融資の可否が決まります。なお、信用保証を利用する場合は、東京信用保証協会による審査も行われます。
STEP5 《事業実施6～12か月後・合計3回程度実施》	融資実行・事後モニタリング
	審査通過後、融資が実行されます。実行後も必要に応じて事業の進捗確認（モニタリング）を行います。 ※先進的な取り組みについては、区のセミナー登壇や事例紹介にご協力いただく場合があります。

申込対象外となる場合

- ① 1ページの「ご利用できる方」に該当しない場合
- ② この資金を返済中の場合
- ③ 緊急的な資金需要である場合
- ④ 設備導入場所が品川区外である場合（区外工場への導入は除く）

創業支援資金のご案内

制度資金名	申込対象	資金用途	あっ旋限度額	利率		返済期間 (うち据置月数)	保証料補助率
				本人負担	表面 [利子補給]		
創業支援資金	初めての創業(注1)	設備/運転	2,000万円	0.2%以内	1.6%以内 [1.4%]	10年以内 (12か月)	全額補助
	特定創業支援等事業特例(注3)			3年目まで無利子 4年目以降0.2%以内	1.6%以内 [3年目まで1.6% 4年目以降1.4%]		
	情報通信業活性化特例(注4)						
	第二創業(注2)			0.7%以内	1.8%以内 [1.1%]		1/2

※個人事業主として創業予定の方は、創業に必要な資金総額の1/3以上の自己資金が必要になります。

(例) 創業に必要な資金総額が300万円でしたら、100万円以上の自己資金が必要になります。

〈申込対象者〉

(注1) 企業の代表者でない者、個人事業主でない者が品川区内に創業する場合、または企業の代表者でない者、個人事業主でない者が品川区内に創業し、事業を継続して5年以内の場合

(注2) すでに企業の代表者または個人事業主で、品川区内で新たに創業する場合、すでに企業の代表者または個人事業主で品川区内で新たに創業し、事業を継続して5年以内の場合

(注3) 初めての創業(注1)に該当し、後述する特定創業支援等事業を受講し、その認定を受けた者(認定を受けた事業が対象です。)

※創業支援資金と特定創業支援等事業の条件が一部異なるため、改めて対象者の確認をいたします。

(注4) 初めての創業(注1)に該当し、創業計画書(区指定様式)にて情報通信事業分野(日本標準産業分類に置ける中分類39情報サービス業)で創業する具体的な計画を有している者、または情報通信技術を活用し創業する具体的な計画を有している者

申込方法

STEP1	創業支援資金のあっ旋をご希望の方は、ご予約のうえご来所してください。経営相談員と面談をします。 ※必ず同一の代表者の方がお越しください。 ※紹介状を発行するまでには複数回の面談が必要となり、お時間がかかります。 あらかじめご了承のうえ、お申込みをご検討ください。 〈経営相談員との面談内容〉 ①創業支援資金あっ旋の申込要件に該当するか確認します。 ②該当する方には、あっ旋を受けるために必要な今後の手続きを説明します。
STEP2	経営相談員のアドバイスを受けながら、申込者自身で創業計画書(区指定様式)をご作成いただきます。最終的には本計画書を含め、必要書類を提出していただきます。 経営相談員による確認ができましたら、取扱金融機関あての紹介状を発行します。
STEP3	紹介状を取扱金融機関へご提出ください。取扱金融機関で審査を行い、融資の可否が決まります。なお、信用保証を利用する場合は、東京信用保証協会による審査も行われます。 ※東京信用保証協会の判断により、100%保証または80%保証のどちらかになります。

申込対象外となる場合

- ①品川区内で創業後、品川区外に移転した場合
- ②品川区外で創業後、品川区内に移転した場合
- ③法人設立により創業後、代表者に変更となった場合
- ④東京信用保証協会の保証対象業種でない業種を営む場合
- ⑤本パンフレット1ページの「ご利用できる方」の⑦に該当しない事業規模である場合
- ⑥申込時点での税金を滞納している場合(分納は滞納とみなす)
- ⑦この資金を返済中の場合

特定創業支援等事業のご案内

本事業に関するお問い合わせ：
品川区 地域産業振興課 創業・スタートアップ支援係
電話 03-5498-6333 FAX 03-5498-6338

品川区では、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、国からの認定を受け「特定創業支援等事業」を実施しております。

経営相談員との窓口相談またはセミナーを1か月以上4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を習得していただく事業です。

本事業をご利用された方には優遇措置として、品川区融資あっ旋制度における創業支援資金の利用の際の利率の優遇、登録免許税の減免、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ等があります。

なお、本事業についても予約制で実施しております。

〈申込対象者〉

企業の代表者でない者、個人事業主でない者が品川区内に創業する場合、または企業の代表者でない者、個人事業主でない者が、品川区に創業し、事業を継続して5年以内の場合(創業から引き続き区内で事業を行っている必要があります。)

※現在、営んでいる事業を継続しつつ、別の事業を始める場合は対象外となります。

※窓口相談およびセミナーの受講対象者は創業者本人です。代理でのご受講はできませんのでご了承ください。

取扱金融機関一覧表

金融機関名	支店名	住 所	電話番号
みずほ銀行	品川支店	品川区南品川2-2-7	3474-2401
	芝支店	港区芝5-34-7	3453-5151
	五反田支店	品川区西五反田1-27-2	3492-4541
	大崎支店	(相談・受付は五反田支店)	
	戸越支店	品川区戸越4-9-15	3783-6521
	目黒支店	品川区上大崎3-1-1	3441-5131
	大森支店	大田区山王2-5-13	3774-5111
	大井町支店	(相談・受付は大森支店)	
	馬込支店		
	高輪台支店	港区高輪3-8-15	3445-0231
	荏原支店	品川区荏原4-4-7	3783-6111
	五反田支店	品川区西五反田2-7-12	3492-7151
	三菱UFJ銀行	荏原支店	(相談・受付は五反田支店)
五反田駅前支店			
小山支店		(相談・受付は恵比寿支店 【渋谷区恵比寿西1-8-6・3463-1138】)	
目黒駅前支店			
目黒支店			
品川駅前支店		港区港南2-16-2	6716-1001
大森支店			
大井町支店		(相談・受付は蒲田支店 【大田区蒲田5-12-6・3732-2015】)	
大井支店			
大森駅前支店			
三井住友銀行	五反田支店	品川区東五反田1-14-10	0570-032-495
	旗ノ台支店	品川区旗の台1-4-15	0570-043-195
	洗足支店	品川区小山3-15-1	0570-043-195
	大井町支店	品川区大井1-1-1	0570-043-195
	荏原支店	品川区大井1-1-1	0570-043-195
	三田通支店	港区芝5-28-1	0570-043-195
	目黒支店	品川区上大崎4-1-5	0570-032-495
	大森支店	大田区山王2-3-4	0570-032-495
	五反田支店	品川区西五反田1-23-9	3492-3957
りそな銀行	品川支店	(相談・受付は五反田支店)	
	大森支店	大田区大森北1-30-3	3763-3311
	目黒駅前支店	(相談・受付は渋谷支店 【渋谷区渋谷2-17-1渋谷アクシユ8階 ・3498-3211】)	
	目黒駅前支店		
武蔵野銀行	浜松町支店	港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア10階	3433-0351
千葉銀行	品川支店	港区港南2-16-2 (太陽生命品川ビル20階)	5783-3911
きらぼし銀行	五反田支店	品川区西五反田1-29-1	5437-0051
	武蔵小山支店	(相談・受付は五反田支店)	
	大森支店	(相談・受付は蒲田支店 【大田区蒲田5-29-6・3738-0101】)	
横浜銀行	品川支店	品川区南品川2-3-6	3472-3911
	五反田駅前支店	渋谷区渋谷3-3-5	3797-1611
	大森支店	品川区南大井6-26-1	3298-7080
静岡銀行	大井町支店	品川区大井1-6-3	3775-0611
阿波銀行	蒲田支店	大田区蒲田5-15-8	3730-8021
東日本銀行	大崎支店		
	荏原支店	品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング6階	3494-7161
	戸越支店		

金融機関名	支店名	住 所	電話番号	
東日本銀行	立会川支店	大田区南蒲田1-1-25	3733-2281	
	三田支店	港区浜松町1-3-1	3436-0581	
	蒲田支店	大田区南蒲田1-1-25	3733-2281	
湘南信用金庫	東京営業部	品川区小山4-5-4	3783-8111	
	本門寺前支店	大田区池上6-3-8	3751-5171	
川崎信用金庫	大森支店	品川区南大井3-35-14	6450-0254	
	本店営業部	川崎市川崎区砂子2-11-1	044-220-2286	
	久が原支店	大田区東嶺町28-10	3754-1541	
	糀谷支店	大田区西糀谷4-21-22	3742-3351	
さわやか信用金庫	品川支店	品川区北品川1-22-15	3471-4791	
	荏原支店	大田区北馬込2-47-1	3778-2293	
	戸越銀座支店	品川区戸越1-19-23	3783-6511	
	目黒支店	目黒区下目黒1-1-11	3492-6541	
	立会川支店	品川区南大井4-2-5	3764-7101	
	大井支店	(相談・受付は立会川支店)		
	北馬込支店	大田区北馬込2-47-1	3778-2291	
東京シティ信用金庫	小山支店	品川区荏原3-6-11	3783-5151	
芝信用金庫	荏原町支店	品川区中延6-6-4	3784-1311	
	高輪支店	港区高輪2-3-20	3441-8201	
	西小山支店	品川区小山3-1-6	3713-9146	
	不動前支店	品川区西五反田4-4-9	3493-1611	
	大井支店	品川区二葉1-10-11	3783-3111	
	大森支店	大田区山王3-14-18	3771-3161	
	長原支店	大田区上池台1-15-6	3726-6151	
	大森駅前支店	品川区南大井6-24-9	3762-8111	
	小山支店	品川区小山3-1-6	3713-9146	
	西武信用金庫	五反田支店	渋谷区恵比寿西1-20-2	3461-6106
城南信用金庫	営業部本店	品川区西五反田7-2-3	3493-8111	
	大崎支店	(相談・受付は営業部本店)		
	品川支店	品川区南品川1-4-25	3471-3171	
	大井支店	品川区大井1-6-10	3774-1051	
	荏原支店	品川区西中延1-4-16	3786-1131	
	西大井支店	品川区西大井1-3-3-101	3773-8511	
	入新井支店	大田区大森北1-26-3	3763-2311	
	立会川支店	(相談・受付は入新井支店)		
	目黒信用金庫	二葉支店	品川区二葉3-2-12	3785-7811
	洗足支店	目黒区洗足2-26-5	3783-5651	
目黒信用金庫	不動前支店	品川区小山台1-11-16	3792-6531	
	西小山支店	品川区小山6-21-18	3787-5411	
	荏原支店	品川区中延2-9-9	3783-4211	
商工組合中央金庫	大森支店	品川区南大井6-26-3 大森ベルポートD館4階	3763-1251	
共立信用組合	中延駅前支店	品川区東中延2-10-12	3783-6481	
	戸越支店	品川区戸越5-4-3	3783-8211	
大東京信用組合	戸越支店	品川区戸越2-6-1	3786-5121	
	品川駅東口支店	港区港南2-3-1	3474-8326	
	目黒支店	目黒区下目黒6-18-25	3711-5656	
	荏原町駅前支店	品川区中延5-1-1	3786-8161	
第一勧業信用組合	品川支店	品川区南品川2-17-6	3474-1333	
	大井支店	品川区東大井6-9-6	5493-1911	
	目黒支店	品川区上大崎3-2-1	3445-0721	
大森駅前支店	品川区南大井6-27-25	3766-5321		

※令和8年4月1日時点

申込みに必要な書類【全資金共通】

- ・面談の際には、必要書類を必ず持参してください。
※相談開始時点で必要書類が揃っていない場合は、受付できません。
- ・お持ちいただいた書類は、融資あっ旋申込書以外、すべて返却します。
※No2～8はコピー可（原本をお持ちいただいた場合は、審査後ご返却します。）
- ・申込者の状況により、このページに記載以外の書類の提示を求める場合があります。

法人

No	チェック	書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	融資あっ旋申込書 (区所定様式)	・本パンフレット14ページ（品川区中小企業支援サイトにも掲載） ・必要事項を記入のうえ、申込み時に持参 ※申込書の書き方は【12～13ページ申込書記入例】を参照のこと
2	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書	・法務局（登記所）で発行 ※申込日より3か月以内に発行したものに限り。 ※内容が最新のものになっているかご確認ください。事実と異なる内容が登記されている場合、融資あっ旋対象外となります。
3	<input type="checkbox"/>	法人税の確定申告書 および 決算書一式	・直近の2期分 ・別表、法人事業概況説明書、勘定科目内訳表等を含めた一式すべて ・電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付 ・書面申告の場合は税務署の收受日付印があるもの ・受信通知（メール詳細）を添付できない場合および税務署の收受日付印がない場合は、「法人税の納税証明書（その2）」を添付
4	<input type="checkbox"/>	許可、認可、届出、 免許、資格証等	・すべての事業所分の許認可証が必要 ※事業に必要な許認可等の有無について不明な場合は、事前に所管官庁等に確認のこと
5	<input type="checkbox"/>	見積書	・資金使途が設備資金の場合に必要 ※発行元の記載があり、有効期限内で宛名記載（法人名）のものに限る。
6	<input type="checkbox"/>	法人事業税納税証明書 および 法人都民税納税証明書	・どちらも都税事務所で発行 ・直近期のもの ※法人事業税が非課税の場合でも必要 ※都外から移転してまだ都税の申告をしていない場合は、移転前の道府県税の納税証明書が必要 ※領収書ではありません。必ず都税事務所で取得してください。
7	<input type="checkbox"/>	法人事業税・法人都民税の 申告書一式 または 事業開始等申告書提出済 証明書	・本社が品川区外で事業所等が品川区にある場合に必要 ・品川区へ移転または新たに事業所等を開設後、都税の申告をしていない場合に必要 ※法人事業税・法人都民税の申告書には、「均等割額に関する明細書」を必ず添付すること また、都税事務所の受付印が確認できること（電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付） ※事業開始等申告書提出済証明書は都税事務所で発行
8	<input type="checkbox"/>	<特定非営利活動法人のみ> 特定非営利活動法人促進法 第28条に規定する 事業報告書等	(1)事業報告書 (2)計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 (3)年間役員名簿 (4)社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ※事業報告書等については原則として、提出先の所轄庁の收受印のあるもの ※(1)～(4)の書類について、直近の2期分が必要になります。

※法人成り後、1年を経過していない場合、上記の書類のほか、本パンフレット10ページ「個人」の申込みに必要な書類のうちNo2～7と税務署に提出した廃業届をご提出ください。個人事業主時代の業歴を確認できれば通算いたします。

関係機関一覧

名称	住所	電話番号
品川税務署	港区高輪3-13-22	3443-4171(代)
荏原税務署	品川区中延1-1-5	3783-5371(代)
東京都品川都税事務所	品川区広町2-1-36(品川区総合庁舎 2F)	3774-6666(代)
東京法務局品川出張所	品川区広町2-1-36(品川区総合庁舎 1F)	3774-3446(代)
東京信用保証協会 五反田支店	品川区東五反田2-10-2(東五反田スクエアビル 4F)	5447-8250(代)
東京商工会議所品川支部	品川区西品川1-28-3	5498-6211(ダイヤルイン)

個人

No	チェック	書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	融資あっ旋申込書 (区所定様式)	・本パンフレット14ページ(品川区中小企業支援サイトにも掲載) ・必要事項を記入のうえ、申込み時に持参 ※申込書の書き方は【12～13ページ申込書記入例】を参照のこと
2	<input type="checkbox"/>	所得税の確定申告書 および 決算書一式	・直近の2期分 ・電子申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付 ・書面申告の場合は税務署の収受日付印があるもの ・受信通知(メール詳細)を添付できない場合および税務署の収受日付印がない場合は、「所得税の納税証明書(その2)」を添付
3	<input type="checkbox"/>	許可、認可、届出、 免許、資格証等	・すべての事業所分の許認可証が必要 ※事業に必要な許認可等の有無について不明な場合は、事前に所管官庁等に確認のこと
4	<input type="checkbox"/>	見積書	・資金使途が設備資金の場合に必要な ※発行元の記載があり、有効期限内で宛名記載(事業主名をフルネームで記載)のものに限る。
5	<input type="checkbox"/>	個人事業税納税証明書	・都税事務所で発行 ※申込月によって確認する納期が異なるので注意。下表「納期対応表」を参照のこと ※個人事業税が非課税の場合は不要 ※都外から移転してまだ都税の申告をしていない場合は、移転前の道府県税の納税証明書が必要
6	<input type="checkbox"/>	住民税(居住地用)の 納税証明書 または 非課税証明書	・居住地の自治体で発行 ※納付した時の領収書では受付不可 ※申込月によって確認する納期が異なるので注意。下表「納期対応表」を参照のこと ※課税証明書ではありません。取得時にご確認ください。
7	<input type="checkbox"/>	住民税(事業所用)の 納税証明書 または 非課税証明書	・居住地が品川区外で店舗等が品川区内にある場合に必要 ・品川区役所税務課(本庁舎4階)、または各地域センターで発行

納期対応表

個人事業税		住民税	
申込月	納期	申込月	納期
令和8年 4月～ 9月	令和7年度1・2期分	令和8年 4月～ 7月	令和7年度全期分
令和8年10月～12月	令和8年度1期分	令和8年 8月～ 9月	令和8年度1期分
令和9年 1月～ 3月	令和8年度1・2期分	令和8年10月～11月	令和8年度1・2期分
		令和8年12月～令和9年2月	令和8年度1～3期分
		令和9年 3月	令和8年度全期分

〈オンライン申請の場合の必要書類について〉

9・10ページに記載の必要書類のほか、以下の書類を合わせてご提出ください。

No	チェック	書類	備考
A	<input type="checkbox"/>	(小規模企業特別事業資金の場合) 情報提供に関する同意書	HPよりダウンロードしてください。
B	<input type="checkbox"/>	保証料返還に係る誓約書	HPよりダウンロードしてください。 必ず自署により作成いただき、添付してください。 ※パソコン等で入力されている場合は受付できません。 ※自署された誓約書は、ご自身で保管してください。

よくある質問

Q1 紹介状の有効期限について

A 「紹介状」の発行日から1か月以内に金融機関での受付を済ませてください。

- ※ 融資の実行は紹介状発行日より1か月経過していても可能です。
- ※ 「経営支援資金」や「経営安定化資金」など、4号認定書または5号認定書を添付して金融機関に申込みをする融資制度については、4号認定書・5号認定書に関し紹介状とは別の有効期限（認定日から30日以内に保証協会での受付）がありますのでご注意ください。認定書の有効期限は、認定書の下部に記載されています。

Q2 不動産賃貸業の事業所要件について

A 品川区融資あっ旋制度の利用条件の一つに「品川区内に事業所を有すること」（1ページ参照）がありますが、原則として不動産賃貸物件（アパート、マンション、駐車場など）は事業所とはみなしません。

- ※ 個人の場合、自宅を事業所とみなしますので、住民票上の住所が品川区外、不動産賃貸物件が品川区内にある方は、品川区の融資あっ旋制度は利用できません。
- ※ 法人の場合、本社と事業所の双方とも品川区外の場合、不動産賃貸物件のみが品川区内にあっても、品川区のあっ旋制度は利用できません。

Q3 不動産賃貸業で賃貸物件が複数の共有名義になっている場合の申込み方法について

A 複数の共有名義の場合、必要書類は共有名義者全員分をご用意ください。また、申込書の申込者名は、名義者の中の一人（品川区内在住者）の名前をご記入いただきますが、売上額は名義者全員の合計額をご記入ください。なお、共有名義者は連帯債務者としてお申込みしていただきます。

- ※ 共有名義者全員が申し込む制度資金の利用条件を満たしていることが、あっ旋の条件になりますので、ご注意ください。
 - 例① 「小規模企業特別事業資金」で申し込む場合
信用保証協会の保証付融資残高と融資申込予定額の合計額は、連帯債務者全員で2,000万円以下であること。
 - 例② 「経営支援資金」「経営安定化資金」の4号認定または5号認定が必要となる制度の場合
全員が4号認定または5号認定を受けることができること。

Q4 保証協会の信用保証制度の付与について

A ① 「小規模企業特別事業資金」については小口零細企業保証制度（全国統一保証制度）、「経営支援資金」および「経営安定化資金」はセーフティネット保証制度による東京信用保証協会の保証を利用することが必要となります。

② 「小規模企業特別事業資金」、「経営支援資金」、「経営安定化資金」の3つの資金以外については、信用保証協会の保証を付与せず、取扱金融機関のプロパー融資としても構いません。

Q5 借換えについて

A 旧債務の借換えを行うことができる制度は、経営支援資金と経営安定化資金のみです。ただし、対象となる旧債務は区の融資あっ旋制度のうち、小規模企業特別事業資金、事業設備資金、事業運転資金、経営支援資金、経営安定化資金となります。

- * 経営支援資金（設備・運転併用）はすべて経営支援資金（運転）の残額としてみなします。
- * 借換えた場合は、信用保証料の補助はありません。

融資あっ旋申込書 記入要領

(申込書は14ページにあります)

融資あっ旋申込書のご記入に当たっては、下記記入要領と13ページの記入例をご参考に、太枠内をすべてご記入ください。

- ① 法人は会社名、個人は屋号を記入してください。
- ② 法人は本社住所、個人は自宅住所を記入してください。
- ③ 事業所または店舗住所を記入してください。
- ④ 法人は代表者肩書・代表者名、個人は事業主名を記入してください。
- ⑤ 事業を開始した日を記入してください。
- ⑥ 法人の設立日を記入してください（最初から法人で事業を開始した場合は創業日と同じ日になります）。
※個人の方は記入の必要はありません。
- ⑦ 役員数、常時使用する従業員数、パートアルバイト等の臨時従業員数を記入してください（※1ページ「1.ご利用できる方」の注6を参照してください）。
- ⑧ 業 種：一般的な業種名を記入してください（製造業、小売業、飲食業、サービス業等）。
取扱品目：主として取扱をされている製品名等を記入してください。
 (例1) 業種：小売業 取扱品目：野菜、果物
 (例2) 業種：飲食業 取扱品目：居酒屋
 (例3) 業種：サービス業 取扱品目：美容院
 (例4) 業種：情報通信業 取扱品目：ソフトウェア受託開発 等
- ⑨ 主な得意先を記入してください。1社でも、複数社でも結構です。
法人向け販売ではない場合は「一般客」と記入してください。
回収状況は回収方法の割合を記入してください。おおよその数字で結構です。
- ⑩ 主な仕入先を記入してください。1社でも、複数社でも結構です。
支払状況は支払方法の割合を記入してください。おおよその数字で結構です。
- ⑪ 申込前月（前月が未集計の場合は前々月）までの1年間の月別の売上高を記入してください。
※法人の決算期間や個人の確定申告期間の1年間ではありません。
- ⑫ ⑪で記入した1年間の月平均売上高を記入してください。
- ⑬ ⑪で記入した期間の前年の12か月の月平均売上高を記入してください。
（記入例の場合、令和6年4月～令和7年3月が前年同期間になります。）
- ⑭ 現在金融機関から事業用に借入している借入金の内訳を記入してください。
同じ金融機関から複数の借入がある場合は金額を合計して記入してください。
その場合、期間の記入は不要です。書ききれない場合は別紙に記入し、添付してください。
- ⑮ 今回借入を希望する金融機関を記入してください。金融機関は必ず事前に決めてください。
取扱金融機関は8ページ「取扱金融機関一覧」を参照してください。
- ⑯ 資金の使いみちの具体的内容を記入してください。
記入する内容については1ページ「資金使途」を参照してください。
※「(内訳金額)」欄は、記入しないでください。
- ⑰ 今回の借入での借換えの有無を記入してください。借換えがある場合は借換する融資の紹介番号を記入してください。
※借換えできる制度については3～4ページ「融資あっ旋制度資金一覧」を、借換えについては11ページ「よくある質問」Q5を参照してください。
- ⑱ 今回希望する制度資金名、申込金額、返済希望月数を記入してください。
※制度資金名は、申込をする制度資金を3～7ページから選択してご記入ください。

申込書記載例

どちらかに丸を付けてください。

法人・個人

品川区中小企業事業資金融資あっ旋申込書

品川区の融資あっ旋を受けたいので、必要書類を添えて以下のとおり申込みます。
融資あっ旋を受けるに当たっては、「品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度のご案内」等により、利子補給停止となる条件を確認しました。

紹介番号		認定番号		申込日		令和 8 年 4 月 1 日			
① 太枠の中を記入してください ② 大枠の中を記入してください ③ (記入例を参考に該当する項目はすべて記入してください)	借入申込人	フリガナ	カ)シナガワセイサクショ			個人：創業日(元号)	年 月 日		
		個人：屋号 法人：会社名	(株)品川製作所			法人：設立日(元号)	令和 8 年 11 月 1 日		
	住所	個人：自宅住所 法人：本社登記地	〒 140-0005 品川区広町2-1-36		電話	1234-5678	FAX	2345-6789	
		事業所 または店舗住所	〒 141-0033 品川区西品川1-28-3		電話	3456-7890	FAX	4567-8901	
	代表取締役	フリガナ	シナガワ 夕郎ウ			生年月日	大 47 年 8 月 21 日 53 才 平		
		法人：代表者肩書・代表者名 個人：事業主名	代表取締役 品川 太郎						
	従業員	役員	2 人	常時使用する従業員	1 人	臨時従業員	1 人	資本金(法人のみ)	1,000 万円
	事業内容	業種	製造業		取扱品目	電気部品		決算日(法人のみ)	3 月 31 日
	得意先	(株)尾徳井産業	回収状況 掛売 70 % 現金 30 %	仕入先	(株)氏井礼電気	支払状況 掛仕入 % 現金 100 %			
	申込前月までの1年間の月別売上高	令和 7 年 4 月	令和 7 年 5 月	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月	左記 1 年間の月平均			
		3,505 千円	3,202 千円	2,250 千円	3,895 千円	4,163 千円			
令和 7 年 8 月		令和 7 年 9 月	令和 7 年 10 月	令和 7 年 11 月	前年同期間の月平均				
5,604 千円		3,925 千円	5,365 千円	4,560 千円	4,476 千円				
借入金内訳	借入先	当初借入金額	8 年 3 月末残高	期 間	月返済額				
	品川銀行品川支店	1,000,000 円	152,000 円	R2 年 11 月 ~ R8 年 10 月	16,000 円				
	広町信用金庫広町支店	3,000,000 円	1,000,000 円	R3 年 12 月 ~ R9 年 11 月	50,000 円				
		円	円	年 月 ~ 年 月	円				
借入希望金融機関	品川	銀行	信用金庫	品川	支店	制度資金名	申込金額	返済希望月数	
		信用組合	品川	支店	(例) 小規模企業特別事業資金	2,000 万円	6 か月	54 か月	
資金用途	設備	(資金用途)	(内訳金額) ※区使用欄			万円	か月	か月	
	運転	仕入れ、外注費、給与支払	(内訳金額) ※区使用欄			万円	か月	か月	
借換えの有無	※経営支援資金・経営安定化資金をご利用の際に記載		□あり	(借換する融資の紹介番号)		万円	か月	か月	
	※有の場合は借換する融資の紹介番号を記載		□なし			万円	か月	か月	

区取扱者	
------	--

保証付 融資残高	千円
-------------	----

法人・個人

品川区中小企業事業資金融資あっ旋申込書

品川区の融資あっ旋を受けたいので、必要書類を添えて以下のとおり申込みます。

融資あっ旋を受けるに当たっては、「品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度のご案内」等により、利子補給停止となる条件を確認しました。

大枠の中を記入してください（記入例を参考に該当する項目はすべて記入してください）
面談の際には、本ページを切り離してお持ち下さい

紹介番号		認定番号		申込日		年 月 日		
借入申込人	フリガナ		個人：創業日 (元号)		年 月 日			
	個人：屋号 法人：会社名		法人：設立日 (元号)		年 月 日			
	住所	個人：自宅住所 法人：本社登記地	〒	電話		FAX		
		事業所 または店舗住所	〒	電話		FAX		
	フリガナ		生年月日		大昭平	年 月 日 才		
	法人：代表者肩書・代表者名 個人：事業主名							
	従業員	役員 人	常時使用する 従業員 人	臨時従業員 人	資本金 (法人のみ)	万円		
事業内容	業種	取扱品目			決算日 (法人のみ)	月 日		
得意先	回収状況 掛売 % 現金 %		仕入先	支払状況 掛仕入 % 現金 %				
申込前月までの 1年間の 月別売上高	年 月	年 月	年 月	年 月	左記 1年間の月平均			
	千円	千円	千円	千円	千円			
	年 月	年 月	年 月	年 月	前年同期間の月平均			
	千円	千円	千円	千円	千円			
借入金内訳	借入先		当初借入金額	年 月 月末残高	期 間		月返済額	
			円	円	年 月～ 年 月		円	
			円	円	年 月～ 年 月		円	
借入希望 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合		支店		制度資金名	申込金額	返済希望月数	
						万円	か月	か月
資金使途	設備 (資金使途)	(内訳金額)※区使用欄			万円	か月	か月	
	運転 (資金使途)	(内訳金額)※区使用欄			万円	か月	か月	
借換えの有無		(借換する融資の紹介番号)			万円	か月	か月	
※経営支援資金・経営安定化資金をご利用の際に記載 ※有の場合は借換する融資の紹介番号を記載		<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし				

区取扱者	
------	--

保証付 融資残高	千円
-------------	----

相談事業のご案内

▶ 経営相談・創業相談・経営診断

区の経営相談員(中小企業診断士)が経営・創業に関するご相談をお受けします。また、必要に応じて現地に相談員を派遣し、経営診断を行います。
※経営相談・創業相談は、オンライン相談対応も可能です。



▶ 事業承継専門家派遣

専門家「事業承継士」が事業承継に関するご相談を無料でお受けします。

▶ 企業法務相談

弁護士が企業経営者や企業法務担当者の方が抱える企業法務全般(債権回収、労使問題、クレーム対応など)についてご相談をお受けします。

▶ 特許相談

弁理士が特許・実用新案・意匠・商標の出願手続き、諸外国の制度や知的財産権全般についてご相談をお受けします。

▶ 海外ビジネス相談

海外取引全般(販路開拓、進出、契約、現地会社設立など)のご相談をお受けします。

▶ 発注相談(製造業対象)

区の商工相談員が外注先をお探しの企業のご希望をお伺いしたうえで、区内中小製造業者をご紹介します。

情報発信のご案内

▶ しながわ産業ニュースの発行

産業情報誌を年5回(5月・8月・10月・1月・3月)、発行しています。セミナーや講演会、各種助成金など、会社経営に役立つ情報を掲載しています。



▶ 中小企業の景況調査

区内中小企業の景気動向を把握することを目的に、四半期毎に、景況調査を実施し、調査結果を区ホームページにて公表しています。

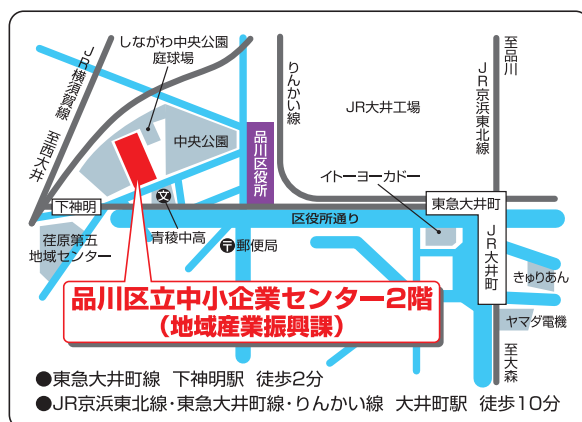
▶ 品川区中小企業支援サイト

各種助成金の募集や、講座・セミナー開催のご案内など、品川区の産業支援策の情報をお知らせします。また、区内中小企業のデータベースを掲載しています。
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>

▶ メルマガの配信



ご登録者に品川区からメールマガジンを配信します。メールマガジンでは各種助成金の募集や、講座・セミナー開催のご案内など、品川区や産業団体の産業支援策の情報を得られます。



※上記内容に関するお問い合わせ

品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当)

電話 03-5498-6340

FAX 03-5498-6338